

各分野の個別計画一覧（建制順）

計画名	法定			任意	計画年次	目的	計画の構成（該当するものに○）				進行管理		第六次前橋市総合計画（改訂版）の位置づけの明示	H29 予算 要求	備考	所管課	
	義務付け	努力義務	根拠法				現状分析	理念	目標	事業	PDCAサイクル	内容					
特定事業主行動計画(女性)	○		女性活躍推進法		H28-32	組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、具体的な計画を記載している。	○	○	○							職員課	
特定事業主行動計画	○		次世代育成支援対策推進法		H28-32	性別や年齢を問わず、全ての職員にとって働きやすい環境をつくるための具体的な計画を記載している。	○	○	○							職員課	
前橋市行財政改革推進計画				○	H28-30	本市を取り巻く課題に的確に対応し、自立性の高い持続可能な行財政運営を行うため、一層の経費削減と自主財源確保を行いながら、効果的な業務遂行に取り組む。	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内組織（行財政改革推進本部幹事会）で進行管理するとともに、外部有識者による行革アドバイザーから意見を貰いながら進行管理を行っている。	○		「地方行革大綱（昭和60年1月）」、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針（平成9年）」、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月）」、「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月）」	行政管理課	
定員管理計画				○	H25-30	職員数の適正化を計画的に進めることを目的としており、行財政改革推進計画と連動させている。	○	○	○	○	庁内	庁内関係課（行政管理課・職員課）で進行管理を行い年度ごとの人員配置計画を市長へ説明、報告	○			行政管理課	
公立大学法人前橋工科大学施設整備基本構想				○	H27-36	公立大学法人前橋工科大学の中期目標及び中期計画に位置付けた、施設整備に関する目標を計画的に実施し、魅力ある大学としてさらなる発展を目指すことを目的としている。	○	○	○	○	庁内	庁内組織（設立団体会議）で施設整備について協議を行っている。	○		施設整備基本構想の整備計画に基づいて策定された実験棟基本計画により、平成28年度から2カ年で実験棟改築に着手している。なお、公立大学法人前橋工科大学設立団体会議（委員長：市長）で大学策定の計画が報告されている。	行政管理課	
地域防災計画	○		災害対策基本法		なし	市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的として、災害時の措置について記載している。	○	○	○							危機管理室	
国民保護計画	○		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		なし	国民保護法に基づき、武力攻撃事態等における市民の保護を目的として、市が実施する措置について記載している。	○	○	○							危機管理室	
県都まえばし創生プラン		○	まち・ひと・しごと創生法		H27-31	2060年までの本市の人口の将来展望を示し、その結果を踏まえ、5か年で取り組むべき施策を示している。	○	○	○	○	庁内+庁外	外部有識者により構成されている県都まえばし創生本部有識者会議及び市役所幹部職員により構成されている県都まえばし創生本部において進行管理を行っている	○			政策推進課	
新市基本計画	○		市町村の合併の特例等に関する法律		H21-31	合併による財政支援措置を活用した事業を実施し、合併後の速やかな一体性を促進し、住民の福祉向上の方向性を示す。	○	○		○				○		地域審議会で事業の進行を確認している。	政策推進課
公共交通マスタープラン				○	H23.8から概ね10年	バス路線の再編成など持続性の高いまちづくりに取り組むための指針を示し、公共交通の将来像を明らかにする。	○	○	○	○	庁内+庁外	交通事業者や学識経験者等から構成された推進調整会議により、計画の進行管理や評価を行っている。	○		今後策定する「地域公共交通網形成計画」に考え方を引き継ぐ予定。	交通政策課	
地域公共交通網形成計画			地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	○	H30-34	人口減少や高齢化が進展する中において、まちづくりと一体となった誰もが利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図る。	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された推進協議会による進行管理を行う。		○	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の「できる」規定。	交通政策課	
交通安全計画		○	交通安全対策基本法		H28-32	本市の交通安全に関する施策の大綱を定め、悲惨な交通事故の絶無を目指し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図る。	○	○	○	○	庁内	交通安全計画の目標値を、本市の総合計画の目標値に使用し、総合計画で進行管理を行っている。			交通安全計画策定自体に費用負担はない。交通安全計画で設定した目標値を達成するため、交通安全推進事業で予算要求を行い、事業を行っている。	交通政策課	
情報化推進基本方針				○	年次なし	技術やサービス等の進展・変化が著しい高度情報化社会の中でも、制度改革をはじめ様々な変化に柔軟に対応できるよう、本市の情報化における理念や方向性を示すことを目的とする。	○	○						○		情報政策課	
情報化推進アクションプラン				○	H28	より実効性のある事業推進を図るため、情報化推進基本方針をもとに具体的な事業内容を年度ごとにまとめるもの。前年度における取組結果を踏まえ、新年度における本市情報化の取組を示す。	○		○	○	○	庁内	具体的にとりあげる事業内容関係課による計画及び評価を行っている。		毎年策定	情報政策課	
前橋市広報広聴戦略プラン 第2版				○	H26～	市民との信頼関係を構築し、市政への理解と協力をいたくとともに、魅力ある前橋市を市内外に発信するための戦略的な広報広聴活動について記載している。	○	○	○		○	庁内+庁外	PDCAサイクルのイメージを示し、評価・効果測定は各部署で行う。			市政発信課	
前橋市公共施設等総合管理計画				○	H27-66	公共施設の老朽化、人口減少等により利用需要の変化等の状況を踏まえ、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行うことを目的としている	○	○	○		○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○		資産経営課	
前橋市市有施設予防保全計画				○	—	市有施設の安全性維持、長寿命化、財政負担軽減を目的としている。	○	○	○				庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○		計画書に記載は無いが、行革、利活用推進委員会で進行管理している。	資産経営課
人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画		○	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		年次なし	「一人ひとりを尊重する社会の推進」を実現するため、人権教育、啓発についての具体的な施策、指針を策定している。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみにより進捗状況を確認している。	○		生活課	
前橋市男女共同参画基本計画（第四次）まえばしWindプラン2014		○	男女共同参画社会基本法		H26-33	市・市民・事業者との協働による男女共同参画の推進を目的とし、「まえばし男女共同参画条例」で示した理念を具体化し記載している。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び男女共同参画審議会による進行管理を行っている。	○	○	生活課	
スポーツ振興基本計画		○	スポーツ振興法		H17-23	市民誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみながら、健康で人々と交流し合いながら生活できるような「元気で楽しいスポーツ前橋」の実現を目指す。	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○		「スポーツ振興法」については、平成24年度に「スポーツ基本法」に改められ、現計画は旧法に基づく計画であることから、新法に基づく「地方スポーツ推進計画」の策定が必要となっている。	スポーツ課	
前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画		○	社会福祉法		H27-36	福祉分野の基本的な考え方と地域における住民主体の活動を推進するための計画を記載している。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画推進委員会に評価を受ける。	○			社会福祉課
子ども・子育て支援事業計画	○		子ども・子育て支援法		H27-31	すべての子どもたちが健やかに育む社会の実現を目的とし、質の高い幼児期の教育・保育の提供及び子育て支援事業の充実するための計画を記載している。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された「前橋市子ども子育て会議」による進行管理を行っている。	○		次世代育成支援行動計画（～H26）の後継	子育て施設課
まえばしスマイルプラン	○		老人福祉法、介護保険法		H27-29	老人福祉事業の供給体制の確保及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を目的とする。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会による進行管理を行っている。	○	○	平成29年度において、平成30～32年度を計画期間とする第7期まえばしスマイルプランを策定	介護高齢課
障害者福祉計画	○		障害者基本法		H28-37	障害者の社会参加やまちづくり等、障害者施策に関する総合的な計画として、施策の基本的方向と具体的な施策を掲げ、地域で共生する社会の実現をめざす。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	障害福祉課及び庁内関係課による進行管理並びに関係機関により構成された自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題の把握等に努める。	○			障害福祉課
障害福祉計画	○		障害者総合支援法		H27-29	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量並びに提供体制の確保について記載している。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	障害福祉課により事業の実施状況の確認・評価を行い、関係機関により構成された自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題の把握等に努める。	○	○	平成29年度に、次期（第5期）障害福祉計画（H30-32）を策定する。	障害福祉課

計画名	法定			任意	計画年次	目的	計画の構成（該当するものに○）				進行管理		第六次前橋市総合計画（改訂版）の位置づけの明示	H29 予算 要求	備考	所管課	
	義務付け	努力義務	根拠法				現状分析	理念	目標	事業	PDCAサイクル	内容					
前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画	○		新型インフルエンザインフルエンザ等対策特別措置法		年次なし	病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的とする。	○	○	○	○						保健総務課	
前橋市医療監視（計画）		○	医療法		単年度	医療法に基づく立入検査を実施することにより、市内の病院及び診療所が医療法やその他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、病院及び診療所を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。			保健総務課	
薬事・毒物劇物監視指導計画		○	医薬品医療機器等法、毒物劇物取締法		単年度	医薬品医療機器等法、毒物劇物取締法に基づく立入検査を実施することにより、医薬品等の流通及び保管における安全性を確認し、市民の健康で安全な生活を確保する。	○	○	○	○	○	庁内	薬事関係職員のみによる進行管理を行なっている。			保健総務課	
第2次食育推進計画		○	食育基本法		H25-29	市民一人ひとりが自ら考え主体的に健康によい食生活を営めるような環境づくりをめざし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された推進会議による進行管理を行っている。	○	○	平成29年度に第3次食育推進計画を策定	健康増進課
健康増進計画（健康まえばし2 1第2次計画）		○	健康増進法		H26-35	今後取り組むべき健康に関する施策の基本方針を明らかにし、市民誰もが「生涯を通じた健康づくりを目指して、地域力を生かした健康なまちづくりを展開していくため」、本計画を策定した。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された推進協議会による進行管理を行っている。	○		平成30年度に中間評価、計画修正	健康増進課
前橋市自殺対策推進計画	○		自殺対策基本法の一部を改正する法律第13条（H28年4月1日から施行）		H30-35	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、生きることの包括的な支援を行う。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された推進協議会による進行管理を行なう。		○		保健予防課
前橋市食品衛生監視指導計画	○		食品衛生法		H28	食品取扱施設の衛生の向上により食中毒等の発生を未然に防止することを目的とし、実情をふまえた重点監視指導事項等を定めた計画を記載している。	○	○	○	○	○	庁内	課内のみによる進行管理を行っている。				衛生検査課
前橋市生活衛生監視指導計画		○		○	H28	生活の安全性を確保するため、生活衛生営業施設等の監視指導を計画的かつ効果的に実施する。		○	○	○	○	庁内	課内のみによる進行管理を行っている。				衛生検査課
国民健康保険 特定健康診査等実施計画	○		高齢者の医療の確保に関する法律		H25-29	特定健診の受診率の向上や特定保健指導の実施率の向上を図ることで、国保加入者の健康の保持増進に資することを目的とする。	○	○	○	○	○	庁外	医師会や国民健康保険運営協議会から事業評価への意見を聴取する。		○		国民健康保険課
国民健康保険 データヘルス計画				○	H27-29	国保の医療や健診データを分析し、抽出した課題に対し保健事業を実施することで、国保加入者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ることを目的とする。	○	○	○	○	○	庁外	医師会や国民健康保険運営協議会から事業評価への意見を聴取する。		○	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」に位置付け	国民健康保険課
前橋市環境基本計画				○	H25-29	本市の将来都市像である「人と自然が共生する環境・文化都市」を実現するために、市民・事業者・市が共有すべき理念として制定した前橋市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画として策定するもの。	○	○	○	○	○	庁外	関係団体等と連携し、環境情報の収集、把握に努め、本計画に掲げた施策の実施状況（目標値を定めたものはその進捗状況も含む）を定期的に把握、管理し、年次報告書「まえばしのかんきょう」により公表。	○	○		環境政策課
前橋市地域新エネルギービジョン				○	年次なし	エネルギー安全保障や地球温暖化防止への貢献、持続可能なまちづくりや地域産業の活性化、地域活性化を進める参加・連携のダイナミズムや仕組みを生み出すことを目的とする。	○	○	○	○	○					地球温暖化防止実行計画に含む	環境政策課
前橋市地域省エネルギービジョン				○	年次なし	地球温暖化防止、エネルギー自給率の確保や、個々の創意工夫や協働による経費削減の促進、「前橋型エコライフ」の地域社会への波及を目的とする。	○	○	○	○	○					地球温暖化防止実行計画に含む	環境政策課
前橋市地球温暖化防止実行計画	○		地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）		H24-32	地域の再生エネルギーの利用促進、市民・事業者の地球温暖化防止対策に係る活動促進、公共交通の利用促進や緑化等の地域環境の面的整備及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	学識経験者や関係行政機関、公募委員を含む市民等から構成される「環境審議会」により適切な進行管理を行うとともに、各主体への情報提供・情報発信に努め、進捗状況や課題を共有し連携を図る。			環境基本計画の一部	環境政策課
まえばし新エネルギー導入アクションプラン				○	H25-32	自然環境との調和を保ちながら、新エネルギーを積極的に導入することにより、エネルギーとしての活用や省エネルギーの推進を図ることを目的とする。	○	○	○	○	○		総合計画や環境基本計画、地球温暖化防止実行計画などと併せて、把握・検証するとともに、達成のために必要となる措置を講じる。			地球温暖化防止実行計画の一部	環境政策課
一般廃棄物処理基本計画	○		廃棄物の処理及び清掃に関する法律		H28-37	本市の区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の推進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるとともに、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分する。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内の関係課による進行管理を行うとともに、有識者、市民代表等で構成する廃棄物減量等推進審議会において、計画の進捗状況等を審議していただく。	○			ごみ減量課
前橋市循環型社会形成推進地域計画(第二期)					H29-H33	循環型社会形成推進交付金制度を総合に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図る事を目的とする。	○		○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。				清掃施設課
前橋市六供清掃工場長寿命化計画					H25-H46	延命化は市の財政負担が低く、更に、延長された稼働期間中のごみ減量の取り組みや人口減少に伴うごみの減少により、新清掃工場の小規模化を図る事を目的とする。	○		○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。				清掃施設課
産業振興ビジョン				○	H29-31	本市が取組むべき産業振興の方向性や方針を定めるとともに、具体的かつ実効的な事業の推進を目的としている。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された推進協議会による進行管理を行っている。				産業政策課
創業支援事業計画		○	産業競争力強化法	○	H26-30	民間活力を高めていくために、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくため	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。				産業政策課
まえばし女性活躍推進計画		○	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）		H29-31	女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるため。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された推進協議会による進行管理を行っている。			前橋市産業振興ビジョンの一部	産業政策課
中心市街地活性化基本計画				○	H29-33	中心市街地の空洞化を解消し、持続可能なまちづくりを進めるために策定している。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された推進協議会による進行管理	○		H28年度に自課で対応済（業務委託なし）	にぎわい商業課

計画名	法定			任意	計画年次	目的	計画の構成（該当するものに○）				進行管理		第六次前橋市総合計画（改訂版）の位置づけの明示	H29 予算 要求	備考	所管課	
	義務付け	努力義務	根拠法				現状分析	理念	目標	事業	PDCAサイクル	内容					
グリーンドーム 中長期保全計画				○	H22-32	計画書に基づく改修、整備、内装等の補修を行い、来場者の利便性、安全性、好感度を増加する。 ・施設維持管理保全計画に基づく施設改修 ・音響機器の整備 ・内装等の補修	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○	○	第六次総合計画改訂版 公共施設マネジメントの推進（VI-02-02） 市有財産の有効活用 グリーンドームの有効活用	公営事業課
農業振興地域整備計画	○		農業振興地域の整備に関する法律		H24-32	地域の農業の振興を図るために必要な施策の具体的な実施の方向性を明確にすることを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	農振計画に位置付けられた農用地利用計画は農用地の県の目標達成状況調査を通じて振興管理を行ってい				農林課
農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想			農業経営基盤強化促進法	○	H28-37	育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する措置を明確にすることを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	外部の有識者による農業経営基盤強化促進会議により、効率的かつ安定的な農業経営の改善計画を認定している。	○	○	前橋市担い手支援事業	農林課
酪農・肉用牛生産近代化計画			酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	○	H27-37	酪農及び肉用牛生産の近代化を推進し、生産物取引の公正や消費の増進、流通の合理化措置を定め、当該農家の健全な発達と生産物の安定的な供給に資することを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	本計画に対して、国が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即した施策を推進しているかの進捗管理を行い、評価を行う。				農林課
森林整備計画	○		森林法		H24-33	〈農林課所管部分〉 地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、群馬県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的としている。	○	○	○					○			農林課
田園環境整備マスタープラン			環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱	○	H27-36	よりよい農村環境を保全することにより、持続的な農業を実現することを目的とする。	○	○	○	○							農村整備課
森林整備計画	○		森林法		H24-33	〈農村整備課所管部分〉 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施策の実施や森林の保全の確保により健全な森林整備を推進するために林道整備を行うことを目的としている。				○							農村整備課
都市計画マスタープラン	○		都市計画法		H27-37	市が都市計画を決定するときは本マスタープランに即したものでなくてはならないため、市が取り組むまちづくりの最も基本的な考え方を記載している。	○	○			○	庁内	上位・関連計画の見直しや社会経済状況変化に併せ、本計画に基づく計画や事業展開などを点検・評価し、必要に応じて見直し充実を行う。	○		上位計画：区域マスタープラン(県) 上位計画：総合計画	都市計画課
ぐんま"まちづくり"ビジョン 前橋市アクションプログラム				○	H26-30	県が策定したぐんま"まちづくり"ビジョンを受けて策定し、市の具体的なまちづくりの取組を着実に進めるための実現化計画となることを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内	個別の事業については総合計画の後期実施計画によるもののため、総合計画の進行状況により確認することとしている。	○		上位計画：ぐんま"まちづくり"ビジョン(県) 上位関連計画：総合計画 関連計画：都市計画マスタープラン	都市計画課
立地適正化計画		○	都市再生特別措置法		H29-	人口減少・少子高齢化を見据え、公共交通と連携してまちのコンパクト化を図ることで、将来の前橋市が持続可能なまちとなることを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	おおむね5年毎に施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、進捗状況や妥当性等を精査、検討する。(予定)	○	○	都市計画マスタープランの一部とみなされる	都市計画課 市街地整備課
都市計画道路見直し計画				○	H30-	人口減少と超高齢化が進行する中、都市計画道路に求められる機能・役割も決定当時とは変化が生じているため、未整備区間の必要性及び妥当性を検証して計画を見直し、持続可能なまちとなることを目的としている。	○	○						○	○	上位計画：都市計画マスタープラン 群馬県の都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）を元に策定予定	都市計画課
前橋市景観計画			景観法	○	H22-	市民、事業者及び市の活動主体が景観づくりに取組む共通指針として策定し、計画が目指すものである“人が生きる風景を守り、育む”ことにより前橋市にふさわしい良好な景観を実現することを目的としている。	○	○	○	○				○			都市計画課
耐震改修促進計画		○	耐震改修促進法		H28-32	地震による被害の軽減に向けて耐震化の促進に取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。				建築指導課
前橋市建築行政マネジメント計画				○	H27-31	関係機関・関係団体等との連携により建築物の安全性確保の取り組みを持続、発展させることを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内	課内のみによる進行管理を行っている。				建築指導課
市街地総合再生計画				○	H27-36	民間主導型の再開発事業による都市機能の誘導やまちなか居住の促進を図ることを目的とし、補助採択要件の緩和や地区整備の方針等を定めている。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内関係課及び外部協議会を組織化し、概ね3年ごとに進行管理等行う。	○			市街地整備課
幹線道路整備事業計画				○		市内の交通循環の円滑化を図ることにより、通行者の安全性と快適な通行環境を確保するため、幹線道路等を整備することを目的とする。	○		○	○	○	庁内	道路建設課による進行管理を行っている。	○	○		道路建設課
街路事業整備計画				○		市内の交通循環の円滑化を図ることにより、通行者の安全性と快適な通行環境を確保するため、市街化区域における都市計画道路を整備することを目的とする。	○		○	○	○	庁内	道路建設課による進行管理を行っている。	○	○		道路建設課
新市基本計画（道路整備）				○		市内の交通循環の円滑化を図ることにより、通行者の安全性と快適な通行環境を確保するため、新市基本計画に位置づけられた都市内幹線道路等を整備することを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内	道路建設課による進行管理を行っている。	○	○		道路建設課
狭あい道路整備計画				○		市内の交通循環の円滑化を図ることにより、通行者の安全性と快適な通行環境を確保するため、地元要望等に基づく狭あい道路を整備することを目的とする。	○		○	○	○	庁内	道路建設課による進行管理を行っている。	○	○		道路建設課
前橋市自転車利用環境整備 モデル都市基本計画				○	H12～	歩行者や自転車が共に安全で安心して通行するための自転車歩行者道の整備を目的としている。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の道路三課のみによる進行管理を行っている。	○	○	群馬県サイクリングロードネットワーク計画の一部	道路建設課
橋梁長寿命化修繕計画				○	H25-29	これまでの対症療法的な対策から、損傷が比較的小規模な段階で予防的な対策へと転換することにより、橋梁の修繕費用を長期的な視点から縮減し、予算の平準化を図る。また、定期的に橋梁点検を実施し、損傷を早期に発見し、より効果的な対策を実施することにより、安全性の確保を図ることを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者による進行管理を行っている。	○	○		道路管理課
舗装長寿命化修繕計画				○	H29-33	トータルコストの削減と予算の平準化による計画的な舗装の維持管理を推進することを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内	道路管理課による進行管理を行っている。	○	○		道路管理課

計画名	法定			任意	計画年次	目的	計画の構成（該当するものに○）				進行管理		第六次前橋市総合計画（改訂版）の位置づけの明示	H29 予算 要求	備考	所管課	
	義務付け	努力義務	根拠法				現状分析	理念	目標	事業	PDCAサイクル	内容					
歩道橋長寿命化修繕計画				○	H30-34	これまでの対症療法的な対策から、損傷が比較的軽微な段階で予防的な対策へと転換することにより、歩道橋の修繕費用を長期的な視点から縮減し、予算の平準化を図る。また、定期的に歩道橋点検を実施し、損傷を早期に発見し、より効果的な対策を実施することにより、安全性の確保を図ることを目的としている。	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者による進行管理を行っている。				道路管理課	
新市建設計画（道路整備）				○		市内の交通循環の円滑化を図ることにより、通行者の安全性と快適な通行環境を確保するため、新市建設計画に位置づけられた都市内幹線道路等を整備することを目的とする。	○	○	○	○	庁内	東部建設事務所による進行管理を行っている。	○	○		東部建設事務所	
狭あい道路整備計画				○		市内の交通循環の円滑化を図ることにより、通行者の安全性と快適な通行環境を確保するため、地元要望等に基づく狭あい道路を整備することを目的とする。	○		○	○	庁内	東部建設事務所による進行管理を行っている。	○	○		東部建設事務所	
前橋市住生活基本計画		○	住生活基本法	○	H28-32	住生活基本法に基づき、本市の住生活の基本となる事項を定めることにより、本市の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅政策を推進するもの（公営住宅の建設等に係る交付金は、本計画に位置付けられていることが必要）	○	○	○		庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○			建築住宅課	
前橋市公営住宅等長寿命化計画				○	H28-32	昭和40年代に大量供給してきた市営住宅が一斉に更新期を迎えており、計画的な更新と併せてストックの長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図るため、市営住宅のストック活用プログラムを検討するもの	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○	○	住生活基本計画の一部	建築住宅課	
前橋市空家等対策計画	○		空家等対策の推進に関する特別措置法 前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例		H27-31	空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、市町村の区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するもの（計画の策定が国補助金の交付条件）	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された前橋市空家等対策協議会による進行管理を行っている。	○	○		建築住宅課	
前橋市緑の基本計画		○	都市緑地法		H30-40	都市緑地法第4条第1項に規定、将来の前橋市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めるもの。	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○	○		公園緑地課	
前橋市公園施設長寿命化計画				○	H26-35	都市公園における公園施設の安全性確保及び、耐用年数の延伸、ライフサイクルコストの縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を行なうため公園施設の改築等を計画的に行なうことを目的としている。	○	○	○	○	庁内	都市公園のみの進行管理を行なっている。	○	○		公園管理事務所	
前橋市水道局職員技術継承計画				○	H28-	他部局から水道局へ異動となった職員が円滑に専門的な技術や知識が習得できるよう策定したもの。	○	○	○	○	庁内	研修後のアンケート調査等により、研修内容の見直しを行うこととしている。			前橋市水道ビジョンにおいて、技術継承が明記された。	経営企画課	
水道事業 財政計画				○	H29	地方公営企業法に基づき独立採算制で経営する水道事業において、低廉でありながらも良質な水道水の供給を持続させるため、必要経費を料金収入で賄えるかを期間を定めて試算することを目的としている。	○	○	○	○	庁内+庁外	水道局内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された水道事業及び下水道事業運営審議会による進行管理を行っている。	○		財政計画は、水道ビジョンで掲げた諸施策を具体化させるために、収支シミュレーションを行い、適切な実施時期を見極めるものです。	経営企画課	
下水道事業 財政計画				○	H27-29	地方公営企業法に基づき独立採算制で経営する下水道事業において、低廉でありながらも適正な污水处理を持続させるため、必要経費を使用料収入で賄えるかを期間を定めて試算することを目的としている。	○	○	○	○	庁内+庁外	水道局内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された水道事業及び下水道事業運営審議会による進行管理を行っている。			財政計画は、下水道ビジョンで掲げた施策を具体化させるために、収支シミュレーションを行い、適切な実施時期を見極めるものです。	経営企画課	
前橋市水道ビジョン				○	H27-H41	国が策定した新水道ビジョンに基づき、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、15年間に取り組むべき事項、方策を提示している。	○	○	○	○	庁内+庁外	上水道関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された審議会による進行管理を行なう予定である。	○			水道整備課	
前橋市水道事業第7次拡張事業計画	○		水道法		H20-H32	水道事業を経営するにあたり、厚生労働大臣に認可を得るための事業計画である。合併に伴う施設整備計画を盛り込んでいる。	○		○	○			○	○	第7次拡張計画自体には変更の予定はないが、敷島浄水場更新に伴う水道事業の認可変更のための予算要求を行なっている。	水道整備課	
老朽铸铁管更新事業計画				○	H25-H30	昭和初期に埋設された老朽铸铁管が中心市街地に残存している。安全な水の安定供給を図るため、ダクタイル铸铁管（耐震管）への更新を進めていくものである。	○	○	○	○			○			水道整備課	
水安全管理マニュアル（前橋版水安全計画）				○	年次なし	水源から給水栓に至るまで一貫した水質管理を行い、安全な水道水の供給を目指すもの。	○		○	○	○	庁内	局内の関係課のみによる進行管理を行っている。			水道ビジョンの一部	浄水課
水質検査計画	○		水道法		H28	水道法に基づき、毎事業年度開始前に水質検査計画を策定し、水質検査の適正化や透明性を確保することによって、水質基準に適合した水道水であることを確認することを目的としている。	○		○	○	○	庁内	局内の関係課による進行管理を行っている。	○			浄水課
前橋市公共下水道事業計画（前橋処理区）	○		下水道法		S27-H33	下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○			下水道整備課
利根川上流流域関連前橋市公共下水道事業計画（県央処理区）	○		下水道法		S57-H33	下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○			下水道整備課
前橋市下水道長寿命化計画（前橋処理区：管路）				○	H27-H30	老朽化施設の改築更新を目的とする。国の「下水道長寿命化支援制度」に基づく交付を可能とする。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○	○	下水道ストックマネジメント支援制度（国交省）の創設により、既存の「長寿命化計画」から「ストックマネジメント計画」を策定・移行することが必要（H32年度まで）	下水道整備課
前橋市下水道総合地震対策計画				○	H26-H32	下水道施設の耐震化を図ることを目的とする。国の「社会資本整備総合交付金」の交付を可能とする。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。	○			下水道整備課
前橋市公共下水道業務継続計画（下水道BCP）				○	年次なし	下水道施設が被災した際に、限られた資材・人員のなかでも下水道の機能を維持・確保していくことを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。				下水道整備課

計画名	法定			任意	計画年次	目的	計画の構成（該当するものに○）				進行管理		第六次前橋市総合計画（改訂版）の位置づけの明示	H29 予算 要求	備考	所管課	
	義務付け	努力義務	根拠法				現状分析	理念	目標	事業	PDCAサイクル	内容					
前橋市下水道ビジョン				○	H29-H43	下水道事業が下水道の役割を果たし、将来にわたり安定した事業運営が持続的に行うことを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者等によって構成された事業運営審議会による進行管理を行っていく予定。				下水道整備課
前橋市公共下水道アクションプラン				○	H28-H37	本市の公共下水道事業について、今後10年程度で概成させることを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。				下水道整備課
前橋市下水道長寿命化計画（前橋水質浄化センター及び天川ポンプ場ほか6箇所）				○	H25-H29	老朽化施設の改築更新を目的とする。国の「下水道長寿命化支援制度」に基づく交付を可能とする。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。			期間延伸の申請をH29年度中に予定	下水道施設課
水防計画	○		水防法		H29	水害に対する水防活動が有機的かつ効率的に行われるように定め、水災の警戒、防御、被害の軽減を図る。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	群馬県水防計画の改正に併せて、適時計画を更新している。				警防課
教育振興基本計画		○	教育基本法		H25-29	4つの充実を「施策の柱」とし、学校、家庭、地域及び大学等の高等教育機関並びに行政が連携し、「県都前橋 教育のまち」の実現を目指すことを目的としている。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された教育委員会事務点検及び評価委員会を設置し、進行管理を行っている。	○	○		(教)総務課
教育行政方針				○	単年度	教育行政方針は、教育振興基本計画に掲げる「施策の重点」を達成するため、実践的な取組として「具体的施策」を定める。			○	○	○	庁内+庁外	庁内での関係課による進行管理及び外部有識者によって構成された教育委員会事務点検及び評価委員会を設置し、進行管理を行っている。	○	○		(教)総務課
前橋市学校給食共同調理場適正化計画				○	H28-30	安全・安心でおいしい学校給食を継続して安定的に提供することを目的に、共同調理場の適正化を図るため策定する。	○	○	○	○	○	庁内	庁内の関係課のみによる進行管理を行っている。		○	新行財政改革に沿った計画	(教)総務課
前橋市教育施設長寿命化計画	○		インフラ長寿命化基本計画		H25-34	施設の長寿命化により、ライフサイクルコストの縮減財政負担平準化を図ることを目的とする。	○	○						○			教育施設課
史跡等の保存活用計画		○	文化庁通達		年次なし	史跡等の保存及び活用について具体的な計画を記載している。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	外部有識者によって構成された委員会による進行管理を行っている。		○	年次計画で個々の史跡等ごとに作成する。	文化財保護課
まえばし学校教育充実指針				○		前橋市教育委員会が公教育として前橋の学校教育が目指すものを示すと共に、学校現場における具体的な方途(進むべき道、物事を実現・解決するための方法)を示したものです。	○	○	○	○	○	庁内	推進教諭を対象とした推進部会（年3回）により、視点の確認や進捗状況、各学校の取組内容の改善に向けた取り組みをしている。	○			学校教育課
青少年健全育成計画（いきいき前橋っ子はぐくみプラン）				○	年次なし	家庭・地域・学校・行政が一体となって健全育成の取組を進めるため、市民運動の展開テーマを設定し、全市的な活動を目指すもの。	○	○	○		○	庁内+庁外	展開テーマに対する達成目標を各団体が年度初めに設定し、年度末に達成度を評価する。	○	○		青少年課
若手教員育成プラン	○		教育公務員特例法		単年度	初任期から中堅期までに、教員にとって必要な資質・能力を計画的に身に付けることを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	庁内の関係課及び外部教育関係者により構成された運営委員会により、進行管理を行っている。			教職員研修の一部	総合教育プラザ
まえばし幼児教育充実指針				○	年次なし	前橋市内の全ての幼児の育ちをささえるために、幼児に必要な体験ができるようにする大人の在り方を考え、実践するための指針を示している。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	町内での関係課による進捗管理及び外部委員による審議会の一部で進行管理を行う。		○		総合教育プラザ
学校経営構想				○	単年度	夢や目標に向かって努力できる生徒を育て、一人ひとりの可能性を引き出し伸ばす学校をめざすことを目的とする。	○	○	○	○	○	庁内+庁外	校内、関係課での進行管理及び有識者によって構成された評価委員による進行管理を行っている。	○	○	教育振興基本計画及び教育行政方針の一部	前橋高等学校
前橋市子ども読書活動推進計画（第二次）		○	子どもの読書活動の推進に関する法律		H26-30	平成21年3月策定の「第一次計画」の取組状況や成果等を整理し、引き続き、「子どもたちが心豊かに成長していく」ことをめざす。	○	○	○	○							図書館